

山梨県公報

第二千七百四十六号

平成二十九年

十一月十六日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定……………	七三五
○保安林の指定の解除の予定……………	七三五
公 告	
○平成二十九年毒物劇物取扱者試験の実施……………	七三五
○建設業法に基づく監督処分……………	七三六
○公共測量の実施……………	七三六
○開発行為に関する工事の完了について……………	七三六
教育委員会	
○山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………	七三七
その他	
○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件)……………	七四二

告 示

山梨県告示第三百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 保安林の所在場所 上野原市上野原字新町一四七八・字梨久保三二四二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 上野原市上野原字梨久保三一五〇(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

●平成二十九年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、平成二十九年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 試験日時 平成三十年一月二十七日(土) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験の種類
- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
- 1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規
(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験願書の提出先 各保健福祉事務所(保健所) (支所を含む。以下同じ。)に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

七 受験願書の受付期間等 平成二十九年十二月四日(月)から同月十五日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十九年十二月四日(月)から同月八日(金)までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

1 受験願書

2 住民票(本籍の記載があり、かつ、個人番号(マイナンバー)の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。)

3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。)

九 受験手数料 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

十 合格者の発表 平成三十年三月一日(木)午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二二三―一四九一)に問い合わせること。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 処分をした年月日 平成二十九年十一月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社KONDO

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平六百四十五番地

3 代表者の氏名 尾崎貴士

三 許可番号 山梨県知事許可(特―二九)第一〇一二六号

四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のうち、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

2 期間 平成二十九年十一月十七日から同年十二月十六日までの三十日間

五 処分の原因となった事実 被処分者は、平成二十九年八月一日付け吸収分割により、近藤工業株式会社から建設業の営業を承継した者であるが、近藤工業株式会社は、平成二十八年五月三十一日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて得た経営状況分析結果通知書を用いて申請し、当該申請に基づき得た経営事項審査結果をもって、平成二十九年二月七日、山梨県に対し入札参加資格申請を行った。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量(数値撮影(デジタル)及び写真地図撮影(デジタルオルソ))

二 測量の地域 南都留郡鳴沢村の一部

三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年一月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字熊穴四千五百五十五

の一、四千五百八十三の一、四千五百八十三の八、四千五百八十四、四千五百八十七及び四千五百八十七の乙の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田四千五百八十四 社会福祉法人 明清会 理事長 上小澤隆

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員
平成三十年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十九年十一月十六日

山梨県教育委員会
教育長 守 屋 守

平成30年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計
北 杜	普通科	100	210
	うち理数コース	[30]	
	総合学科	110	
韭 崎	普通科	200	230
	文理科	30	
韭崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	170	170
甲府第一	普通科	200	280
	探究科	80	
甲府西	普通科	240	240
甲府南	普通科	220	260
	理数科	40	
甲府東	普通科	240	240
	うち理数コース	[40]	
甲府工業	機械科	80	275
	電気科	75	
	建築科	40	
	土木科	40	
	電子科	40	
甲府城西	総合学科	260	260
甲府昭和	普通科	240	240
農 林	システム園芸科	30	150
	森林科学科	30	
	環境土木科	30	
	造園緑地科	30	
	食品科学科	30	
巨 摩	普通科	220	220
	うち理数創造コース	[40]	
白 根	普通科	150	150
	うち文理コース	[30]	
増穂商業	商業科	60	90
	情報処理科	30	
市 川	普通科	110	140
	英語科	30	
峡 南	※工業科(電子機械科・クラフト科・ 土木システム科)	80	80
身 延	総合学科	90	90

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計
笛 吹	普通科	120	270
	食品化学科	30	
	果樹園芸科	30	
	総合学科	90	
日 川	普通科	240	240
山 梨	普通科	170	170
	うち英理総合コース	[30]	
塩 山	普通科	90	150
	うち英数コース	[30]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	60	
都 留	普通科	220	220
上 野 原	総合学科	130	130
都留興譲館	普通科	120	265
	英語理数科	25	
	※工業科(機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	120	
吉 田	普通科	220	260
	理数科	40	
富士北稜	総合学科	260	260
富士河口湖	普通科	200	200
甲府商業	商業科	165	260
	情報処理科	95	
甲 陵	普通科	80	80
合 計			5,830

(注)1 定員欄の[]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

- 2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。
- 3 峡南高校は、工業科三学科を一括して募集する。
- 4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。
- 5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

○隣接都県募集

学 校 名	対象都県	学 科 (コ ー ス) 名	定 員
北 杜	長野県	普 通 科	4
		普通科理数コース	2
		総 合 学 科	14
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

【定時制課程】

学 校 名	昼夜別	学 科 名	定 員	計	
韮 崎	昼	普 通 科	40	40	
甲府工業	夜	※工業科(機械科・ 電気科・建築科)	120	120	
巨 摩	夜	普 通 科	40	40	
山 梨	夜	普 通 科	40	40	
都 留	夜	普 通 科	40	40	
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
	情報経理科		40		
	夜	夜間部	普 通 科	20	
情報経理科			20		
ひばりが丘	昼	普 通 科	30	90	
		情報経理科	30		
	夜	普 通 科	30		
合 計				570	

(注) 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計
中 央	普 通 科	180	200
	衛生看護科	20	

平成30年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学 科 (コ ー ス) 名	定 員
盲	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
		保健理療科	8
		専攻科・保健理療科	8
	専攻科・理療科	8	
ろ う	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
甲府支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
あけぼの支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
わかば支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
かえで支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	48

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。

平成二十九年十一月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
- (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
- (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 平成二十九年十一月十七日から平成三十年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十九年十一月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面
三 指示の期間 平成二十九年十一月十七日から平成三十一年十一月十六日まで